

ものづくり様式5号【賃金助成の内訳】(裏面)

提出上の注意

この様式は、賃金助成額及びOJT実施助成額の算定をする場合の様式となっております。

記入上の注意

- 1 1欄は、年間職業能力開発計画(ものづくり様式3-1号)と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 2欄は、当該訓練の助成区分として該当するものに「○」を記入してください。
- 4 3欄は、年間職業能力開発計画(ものづくり様式3-1号)と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 5 4欄は、助成対象者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記入してください。
- 6 5欄は、助成対象者ごとの助成対象となるOFF-JTの賃金助成対象時間数(ものづくり様式7号のOFF-JT実施状況報告書の7欄の時間)(職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを実施した場合は当該時間を含めること。)を記入してください。

なお、助成対象労働者が受講したOFF-JT賃金助成対象時間数について、出向元事業主と出向先事業主が実施した時間数に分けることができない場合は、出向元事業主と出向先事業主が合意して決めた任意の時間としてください。

助成対象時間数は1人1コースあたり1,200時間が限度となります(企業連携型訓練の場合は出向元事業主と出向先事業主の合計時間数が1人1コースあたり1,200時間が限度となります。)。企業連携型訓練については、出向元事業主に対する賃金助成時間数と出向先事業主に対する賃金助成時間数の合計時間数が1コースにつき1,200時間を超える場合は、1,200時間を出向元事業主と出向先事業主の実訓練時間数に応じた賃金の負担割合により按分した時間を出向元事業主と出向先事業主それぞれの限度となります(以下の例を参照)。

【例1】

- 出向元事業主が600時間、出向先事業主が800時間の訓練を実施
- 出向元事業主で訓練実施した際の賃金は出向元事業主が全額負担、出向先事業主で訓練実施した際の賃金は出向先事業主が全額負担
→ 出向元事業主 1,200時間×600時間 / (600+800時間) = 514時間分
→ 出向先事業主 1,200時間×800時間 / (600+800時間) = 686時間分 ※少数点以下の数字が大きい方の時間を切り上げし、合計時間を1,200時間とする。

【例2】

- 出向元事業主で600時間、出向先事業主で800時間の訓練を実施
- 実施した訓練時間にかかる賃金は、出向元事業主3割、出向先事業主7割の割合でそれぞれ負担
→ 出向元事業主 1,200時間×3/10=360時間分
→ 出向先事業主 1,200時間×7/10=840時間分 ※少数点以下の数字が大きい方の時間を切り上げし、合計時間を1,200時間とする。

- 7 6欄は、助成対象労働者ごとの助成対象となるOJTの実施助成対象時間数(ものづくり様式8号のOJT実施状況報告書の6欄のOJT実施助成対象時間数)を記入してください。
なお、実施助成対象時間数は1人1コースあたり680時間が限度となります(企業連携型訓練の場合は出向元事業主と出向先事業主の合計時間数が1人1コースあたり680時間が限度となります。)

企業連携型訓練については、出向元事業主に対する実施助成時間数と出向先事業主に対する実施助成時間数の合計時間数が1コースにつき680時間を超える場合は、680時間を出向元事業主と出向先事業主の実訓練時間数に応じた負担割合により按分した時間を出向元事業主と出向先事業主それぞれの限度となります(以下の例を参照)。

【例】

- 出向元事業主で300時間、出向先事業主で400時間の訓練を実施
→ 出向元事業主 680時間×300時間 / (300+400時間) = 291時間分
→ 出向先事業主 680時間×400時間 / (300+400時間) = 389時間分 ※少数点以下の数字が大きい方の時間を切り上げし、合計時間を680時間とする。

- 8 7欄は、5欄の合計と賃金助成額を記入してください。賃金助成額の100円未満は切り捨ててください。助成単価については、該当する区分にレ点をつけてください。
- 9 8欄は、6欄の合計とOJT実施助成額を記入してください。OJT実施助成額の100円未満は切り捨ててください。助成単価については、該当する区分にレ点をつけてください。

その他

- 1 賃金助成及びOJT実施助成については、所定労働時間内において実施された訓練のみが助成対象となります。そのため、所定労働時間外及び休日に実施した訓練等が含まれる場合には、当該時間は助成の対象にはなりません(所定休日と振替えて実施した場合も当該時間は助成の対象にはなりません)。
- 2 助成対象となる被保険者は、訓練実施計画届の提出時の添付書類である「訓練別の対象者一覧」(ものづくり様式3-2号)に記載の被保険者となります。そのため、「訓練別の対象者一覧」に記載のない者が受講しても助成対象にはなりません。

○ ものづくり人材育成訓練

【事業主及び事業主団体等】

	OFF-JT		OJT
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
企業連携型訓練 (出向元事業主及び出向先事業主)	800円 400円<大企業>	2/3 1/2<大企業>	700円 400円<大企業>
事業主団体等連携型訓練			
(事業主)	800円 400円<大企業>	2/3 1/2<大企業>	700円 400円<大企業>
(事業主団体等)		2/3	